

弘前愛成園の概要

1 福祉サービス事業者情報

平成27年3月31日 提出(評価機関→推進委員会)



(1) 事業者概況

事業所名称 (施設名)	弘前愛成園		種別	児童養護施設		
代表者氏名 (管理者)	園長 加藤 敬記		開設年月日	明治35年11月1日		
設置主体 (経営主体)	社会福祉法人弘前愛成園		定員	72名	利用人数	45名 (H27年2月1日現在)
所在地	(〒036-8154) 青森県弘前市豊原1丁目1番地3					
連絡先電話	0172(33)5231		FAX電話	0172(36)4443		
ホームページアドレス	http://www.sh-aiseien.jp/					

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事
社会復帰等自立支援事業	お花見、定期連絡会、じじみ取り、神社宵宮、じゃがいも植え付け、
心身機能低下防止事業	歯科健診、キャンプ、ねぶた観覧、野球大会、じゃがいも収穫、マラソン、
処遇困難事例研究事業	創立記念行事、クリスマスフェスティバル、もちつき、大掃除・帰省、年越し、
総合防災対策強化事業	初詣、未帰省者旅行、豆まき、スキー、卒業旅行、大掃除
居室概要	居室以外の施設設備の概要
園長室、応接室、事務室、相談室、医務室、静養室、	冷暖房装置、緊急連絡放送装置、防犯カメラ、自動施錠、開錠装置
面会室、機械室、アリーナ、会議室、プレイルーム、食堂、	自動火災報知機、AED
厨房・休憩室、工芸室、職員室、幼児居室、寝室、調理室、	
浴室、ボイラー室、リネン室・乾燥室、洗濯室	

職員の配置

職種	人数	職種	人数
園長	1名	副主任保育士	2名
次長(兼児童指導員兼個別担当職員)	1名	保育士	10名
主任・里親支援専門相談員	1名	看護職員	1名
主任児童指導員	1名	児童処遇補助員(保育士)	1名
副主任児童指導員	1名	処遇特別指導員(非常勤)	1名
児童指導員	8名	事務員	2名
家庭支援専門相談員	1名	栄養士	1名
心理治療担当員	1名	調理員	6名
主任保育士	1名	医師(嘱託:内科、歯科)	2名

2 評価結果総評

◎ 特に評価の高い点

○「子ども一人ひとりをかけがえない存在として大切に育む」という養護理念が施設の根幹をなす基本姿勢として定着し、養育・支援内容の細部に渡り大きな影響を与えています。養護理念は研修や会議等にて職員の理解や共有化が徹底され、職員と子どもの良好な関係による家族的な養育・支援に向けて、全職員の真摯な姿勢が感じられます。

○職員が子どもに寄り添うことを柱として養育・支援に取り組んでおり、また、職員間の情報共有に主眼を置いた取り組みが随所に見られます。特に、パソコンの情報共有ソフトを導入し、異なるフロア間の連携強化や定期的な確認体制により、児童の生活上の気づきや行動の変化等、あらゆる情報がいつでも閲覧できるシステムが構築されています。児童の処遇日誌には園生活、学校、家庭、ヒヤリハット等々、児童に関する情報が項目別に明記され、パソコン上で関係職員が確認して適切な支援が行われています。

○施設の小規模化と地域分散化という国の指針に対応するために、施設内にプロジェクトチームを組織し、ユニット化の推進や地域小規模棟の増設を柱とした「家庭的養護推進計画」を策定し、組織、施設、人材についてのビジョンを明確にしていることは高く評価できます。

◎ 改善を求められる点

○国による配置基準の改善に先駆けて、職員増員や人材育成に努めていますが、小規模化やユニット化に加えて、施設が理想とする「寄り添う支援」のために大規模法人だからできる人材確保や人員配置等について検討され、先駆的な取り組みが助長されることに期待します。

○今年度から取り組む地域小規模棟の増設や制度改正に伴う個別化・ユニット化の推進について、職員に対する周知が不十分な現状が見受けられます。周知のための時間や事務量などの負担は大きいとは思われますが、細かな点についてまで職員の理解を図ることにより、前向きで革新的な取り組みが一層推進されたいと思われます。

○養育・支援に関する取り組みと比較して、経営状況の把握や外部監査等の実施には予算が伴うため、法人本部に依るところが大きいと思われませんが、経営面から見た現状と、理想とする養育・支援との折り合いを図るためにも、経営と施設運営の状況について分析し、職員等に十分な情報共有が図られることに期待します。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受審するにあたっての自己評価では、職員や施設としての到達すべきレベル、目標がある程度職員間で統一されたように感じている。

今後も、毎年自己評価を行うとともに、3年に一度、第三者評価を受審し、サービスの向上はもちろん、職員の意識の向上、統一に取り組んでいきたい。

評価機関	名称	社会福祉法人青森県社会福祉協議会
	所在地	青森市中央三丁目20番30号
	事業所との契約日	平成26年4月18日
	評価実施期間	平成26年9月30日、平成26年10月7日
	事業所への評価結果の報告	平成27年3月20日

4 評価細目の第三者評価結果

評価細目の第三者評価結果

1 養育・支援			第三者評価結果
1-(1) 養育・支援の基本			
1-(1)-①	子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。		a
1-(1)-②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。		a
1-(1)-③	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。		a
1-(1)-④	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。		b
1-(1)-⑤	秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。		a
1-(2) 食生活			
1-(2)-①	食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。		a
1-(2)-②	子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。		a
1-(2)-③	子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。		a
1-(3) 衣生活			
1-(3)-①	衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。		a
1-(3)-②	子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。		a
1-(4) 住生活			
1-(4)-①	居室等施設全体がきれいに整美されている。		b
1-(4)-②	子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。		b
1-(5) 健康と安全			
1-(5)-①	発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。		a

1-(5)-②	医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
1-(6) 性に関する教育		
1-(6)-①	子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
1-(7) 自己領域の確保		
1-(7)-①	でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
1-(7)-②	成長の記録(アルバム)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
1-(8) 主体性、自立性を尊重した日常生活		
1-(8)-①	日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。	b
1-(8)-②	主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。	a
1-(8)-③	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a
1-(9) 学習・進学支援、進路支援等		
1-(9)-①	学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
1-(9)-②	「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
1-(9)-③	職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
1-(10) 行動上の問題及び問題状況への対応		
1-(10)-①	子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	b
1-(10)-②	施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
1-(10)-③	虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	b
1-(11) 心理的ケア		
1-(11)-①	心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
1-(12) 継続性とアフターケア		

1-(12)-①	措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b
1-(12)-②	家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	a
1-(12)-③	できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
1-(12)-④	子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a

(評価結果講評)

基本的欲求の充足となる衣食住の環境は整備されていますが、大舎制の中での個別の関わりの不足や心理的欲求の充足等、解決が困難な部分がありますが、心理的欲求に対して表出する感情や言動の解消に取り組まれることに期待します。

職員は理念に沿って一人ひとりの存在を受け止め養育・支援をしています。事業計画には生活指導目標が各年齢別に計画されて日々の業務の推進に活かされています。

学習面では職員の指導や学生、ボランティアを活用して学力に応じた対応をしており、進路に関しても早い段階で情報を提供している他、学校と連携を図り、最終的には本人の意思を尊重した上で支援が実施されています。

心理的ケアが必要な子どもに対しては、相談室やフロアでの個別面接、処遇会議やケースカンファレンスなど、学校と共通理解を図り、自分は大切にされているという気持ちの芽生えを促し自己肯定感を高めています。

今年度から実施する地域小規模棟の増設等に向けた取り組みは高く評価できます。

2 家族への支援

第三者評価結果

2-(1) 家族とのつながり		
2-(1)-①	児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	a
2-(1)-②	子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	a
2-(2) 家族に対する支援		
2-(2)-①	親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a

(評価結果講評)

面会、外泊、一時帰宅に関する規程については、最低限必要なものに見直しを図り、CSP(虐待の予防や回復をめざす技術)を取り入れるなどの具体的な取り組みにより、入所児童の安定した生活が親子関係再構築の前提であるという考え方を事業所全体に浸透させています。

家庭訪問や保護者との面接、面会・外出・一時帰宅後の様子や変化等をフロア日誌に詳しく記録した上で、パソコンのネットワークにより職員間で情報共有がなされています。親子関係再構築・再統合に向けたアプローチは、ケース会議、フロア会議等で情報を積み上げながら、慎重かつ積極的に取り組んでいます。家庭支援専門相談員を配置し、児童相談所、学校等との連携や、家族の相談に応じる体制が構築されています。

3 自立支援計画、記録

第三者評価結果

3-(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定		
3-(1)-①	子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b

3-(1)-②	アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	b
3-(1)-③	自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	b
3-(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録		
3-(2)-①	子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。	a
3-(2)-②	子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	b
3-(2)-③	子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	a

(評価結果講評)

自立支援計画の作成手順マニュアルについては、作成及び見直しの時期、変更等の手順が明記され、最終決定までの手続きや関係職員の関わりが時系列で確認できる内容となっています。

児童観察票をはじめとする様式が統一され、その中には、児童の持っている力やできることの記載欄を設け、長所を伸ばすことを基本に支援する施設の信念が伺えます。

児童の様子や異変等について記載されている処遇日誌の内容については、各児童に関する日々の状況や学校での出来事、家族の状況、児童相談所の連絡などが項目別に細かく記されている他、パソコンのネットワークによって職員がいつでも閲覧できるシステムが構築されており、寄り添うことを基本とする支援の計画が裏付けを得て作成されています。

4 権利擁護	第三者評価結果
---------------	---------

4-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

4-(1)-①	子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	b
4-(1)-②	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
4-(1)-③	子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	b
4-(1)-④	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	c
4-(1)-⑤	子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a

4-(2) 子どもの意向への配慮

4-(2)-①	子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	b
4-(2)-②	職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。	b

4-(3) 入所時の説明等

4-(3)-①	子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	a
---------	---	---

4-(3)-②	入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
4-(3)-③	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
4-(4) 権利についての説明		
4-(4)-①	子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
4-(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境		
4-(5)-①	子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	b
4-(5)-②	苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	a
4-(5)-③	子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	b
4-(6) 被措置児童等虐待対応		
4-(6)-①	いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
4-(6)-②	子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
4-(6)-③	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a
4-(7) 他者の尊重		
4-(7)-①	様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b

(評価結果講評)

基本姿勢として、年度の活動方針・活動計画が策定されており、職員の指針としながらケアの充実を図っています。子どもの権利については、生活の手引きを配布して説明しており、CAP(子どもへの暴力防止プログラム)を導入して学ぶ機会を設けています。

専門職員との関わりや生活の体験、様々な人たちとの触れ合いを通して暮らしやすい環境と適切なケアを提供し、子どもが不利益を被らないようにするなど、自分が大切にされている実感も多く経験させることで、自己肯定感の向上を図っています。

ホームルームにおける話し合いから子どもの意向・意見を抽出し、苦情解決体制の整備、検討・改善を図っています。

入所時には一時預かり時から子どもに会いに行き、緊張感の緩和や入所後の不安の解消に努めており、退所時は児童相談所と連携して、慎重な対応をしています。

5 事故防止と安全対策

第三者評価結果

5-①	事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	b
5-②	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	b

	5-③	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b
--	-----	--	---

(評価結果講評)

夜間・緊急時の対応、休日等の診療、不審者対応、災害時の対応等のリスクの種類別に具体的な例示を明記したマニュアルを整備し、防災・防犯・救命委員会を設置するなど、緊急時の安全確保のための体制を整備しています。

事業計画には保健・衛生計画を示した上で、看護師の指導の基に感染症予防についての研修会を実施し、ヒヤリハット事例についても処遇日誌に記入して、パソコンによる速やかな確認ができるなど、職員への周知についても滞りなく行っています。さらに、自然災害(地震・台風・水害)対応マニュアルの整備、食料の備蓄及び機材の確保やリスト化による管理など、自然災害に備えた安全対策にも努めています。

6 関係機関連携・地域支援

第三者評価結果

6-(1) 関係機関等の連携

6-(1)-①	施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	b
6-(1)-②	児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	b
6-(1)-③	幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。	a

6-(2) 地域との交流

6-(2)-①	子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	b
6-(2)-②	施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b
6-(2)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	b

6-(3) 地域支援

6-(3)-①	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	b
6-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	b

(評価結果講評)

児童相談所との定期カンファレンスの実施、児童が通う小学校や中学校との定期連絡会をはじめ、学校行事等への参加を通して児童に関する情報の収集・共有が図られています。

マラソンやねぶた祭り、施設周辺のゴミ拾い作業やラジオ体操などの行事への参加や付随するアリーナの開放などを通して、地域住民との交流を深めるよう努めています。また、併設している児童支援センターにおける子育て相談や支援事業をとおして、子育てに携わる住民のニーズ把握にも努めています。

ボランティアの受け入れについては、子ども達との関わりを重視しながら、地域の社会資源として果たす役割を十分に理解した上で、積極的な受け入れを展開しています。

7 職員の資質向上

第三者評価結果

7-①	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
7-②	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	c
7-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修結果に反映させている。	b
7-④	スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	b

(評価結果講評)

事業計画の中に「研修を通して、職員の資質向上を図る」方針を明記し、めざす児童養護像、最終的に理想とする職員数などを具体的に示したスーパービジョン計画が示されており、発育・支援に関する資質向上を中心に職員教育や研修に取り組む施設の基本姿勢や方針を読み取ることができます。

園内研修の委員会を組織し、テーマに沿った研修が毎月開催されているほか、全職員が年1回は参加することを基本として研修派遣が計画されています。

職員配置基準の見直しを見据えた職員増員、地域分散化や地域小規模棟の開設など、制度改正や新たな事業展開を前向きに捉えながら、人材育成の視点に立った援助技術の向上や養育・支援の質の向上に取り組んでいることは高く評価できます。

8 施設の運営

第三者評価結果

8-（1） 運営理念、基本方針の確立と周知

8-(1)-①	法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	a
8-(1)-②	法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	a
8-(1)-③	運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a
8-(1)-④	運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b

8-（2） 中・長期的なビジョンと計画の策定

8-(2)-①	施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	a
8-(2)-②	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	b
8-(2)-③	事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	b
8-(2)-④	事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
8-(2)-⑤	事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b

8-（3） 施設長の責任とリーダーシップ

8-(3)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	b
8-(3)-②	施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	b
8-(3)-③	施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	b
8-(3)-④	施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	b
8-(4) 経営状況の把握		
8-(4)-①	施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	b
8-(4)-②	運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	b
8-(4)-③	外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	c
8-(5) 人事管理の体制整備		
8-(5)-①	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	b
8-(5)-②	客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	b
8-(5)-③	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	b
8-(5)-④	職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	b
8-(6) 実習生の受入れ		
8-(6)-①	実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	a
8-(7) 標準的な実施方法の確立		
8-(7)-①	養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	a
8-(7)-②	標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	b
8-(8) 評価と改善の取組		
8-(8)-①	施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	a
8-(8)-②	評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	b

(評価結果講評)

法人の理念や養護理念を達成するための具体的な基本方針として、3項目からなる生活指導目標が明文化され、会議や研修を通して職員に周知が図られています。

運営状況については、フロア会議や部門別の会議を通じて運営委員会に集約され、改善すべき課題等について具体的に取り組まれています。また、自己評価や第三者評価に対しては、全職員が前向きに取り組む姿勢が感じられ、職員の参画による今後の運営の充実が期待できます。

施設の小規模化と地域分散化という国の指針に対応するために施設内にプロジェクトチームを組織し、ユニット化の推進や地域小規模棟の増設を柱とした「家庭的養護推進計画」を策定し、組織、施設、人材についてのビジョンを明確にしていることは高く評価できます。